

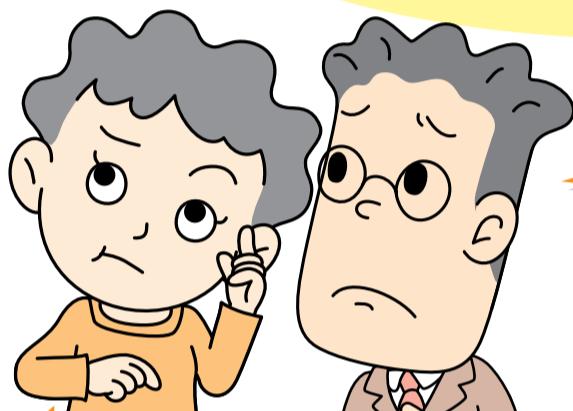
国民年金だより

2007年
(平成19年)
7月1日発行
那覇市 市民課
国民年金グループ
☎861-6901

国民年金保険料が払えない。そんなときには…**免除制度をご利用下さい。**

19年度 国民年金保険料 申請免除・ 納付猶予の受付が始まります。

7月2日～受付開始



「最近仕事をやめました。納めたいけど、今は難しい。
「夫婦2人の保険料を納めるは難しい。何か良い方法
はないかな？」

自分にあった
免除制度を調べる
次のページをご覧ください



「学校を卒業したけど、仕事についてないんだ。収入少
ないしこれ以上親に迷惑かけられないよ」
「以前免除申請したら、世帯主の所得が高いから免除
できないって…」



「今学生で、収入が無い
から納められないよ」



保険料が納められないからといって、
そのままにしていませんか？

未納のまま放っておくと、いざというとき
に年金が受けられなくなってしまいます。
保険料を納めない期間でも「免除」と「未
納」では大きく異なります。
あなたの年金を守るためにも、免除制度を
利用しましょう。

何もせずに
放置(未納)
すると

保険料の未納が続くと、
年金が受けられなくなる場合があります。

老後の安心のための…………… 老齢基礎年金 **×**
病気やケガで障害になった時の……… 障害基礎年金 **×**
大事な働き手を亡くした時の……… 遺族基礎年金 **×**
! 保険料を納められない人は、免除申請をしましょう
給付については4ページへ⇒

こんなに違う、未納と免除	免 除	未 納
老後の年金を 受けるための資格期間に	算入される	算入されない
老後の年金額に	減額されるが 計算される	計算されない
障害基礎年金、遺族基礎 年金の納付要件期間に	算入される	算入されない

*今回の「年金だより」は申請免除受付開始に伴う免除制度の特集となっています。

*「年金だより」は、年金制度を広く、わかりやすくお知らせする目的で作成されています。くわしくは国民年金係までお問い合わせください。

100 再生紙を
使用しています。

申請免除・納付猶予・学生納付特例制度の手続について

免除(全額免除・一部免除)、納付猶予

対象となる期間
平成19年7月から20年6月まで

7月から8月末日までに手続きすることをおすすめします。

受付が始まります!

- 申請が遅れても、7月にさかのぼって免除・納付猶予は受けられます。しかし、もしものときの「障害基礎年金」「遺族基礎年金」が受けられなくなる場合がありますので、8月末までに申請することをおすすめします。



手続きに必要なものは?

免除は所得で判定しますので、所得が申告されていることが必要です。

- 年金番号がわかるもの(年金手帳・納付書等)
- 印鑑(認め印○、シャチハタ印×)

所得の審査対象となる人に次の条件に該当する人がいる場合

- 平成18年4月から申請日までの間に仕事をやめた方
離職票または雇用保険受給資格者証があればご用意ください。
- 平成19年1月1日現在、那覇市以外の市町村にお住まいの方
平成19年度所得証明書(全項目記載のあるもの)または
平成18年分源泉徴収票

学生納付特例制度

対象となる期間
平成19年4月から20年3月まで

まだの学生さんは
早めに申請してください!!

4月2日から受付中

- 申請が遅れた場合、もしものときの「障害基礎年金」「遺族基礎年金」が受けられなくなる場合がありますので、できるだけ早めに申請してください。
- 毎年申請手続きが必要です。昨年申請した人も忘れずに申請して下さい。来年は4月から5月末までに申請することをおすすめします。

手続きに必要なものは?

- 学生証(有効期限内のもの)または在学証明書(平成19年4月1日以降発行のもの)
- 年金番号がわかるもの(年金手帳・納付書等)
- 印鑑(認め印○、シャチハタ印×)

大学・短期大学・高等学校・専門学校以外の各種学校の場合に、修業年限が1年以上である証明書が必要なことがあります。

所得のある学生で、次の条件に該当する場合

- 平成18年4月から申請日までの間に仕事をやめた方
離職票または雇用保険受給資格者証があればご用意ください。
- 平成19年1月1日現在、那覇市以外の市町村にお住まいの方
平成19年度所得証明書(全項目記載のあるもの)または平成18年分源泉徴収票が必要です。

受付場所・・・那覇市役所6階(国民年金窓口)

支所では受付できません。

受付時間午前8時30分～午後5時15分(土日祝日を除く)混雑が予想されますので、4時45分までにお越しください。

免除などで減額された年金額を満額に近づけるために…追納について

免除や若年者納付猶予、学生納付特例を受けた期間は、保険料を全額納付したときに比べ、受け取る年金額が少くなります。

そこで、これらの期間の保険料は、10年以内であれば、あとから納めること(追納)ができるようになっています。

保険料を、免除・若年者納付猶予・学生納付特例を受けた年度から起算して、3年度目以降に追納する場合には、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされますので、ご注意ください。





経済的な理由などで、保険料を納めるのが困難な人は → 免除制度



失業や収入の減少、被災などの理由により保険料を納めることができない場合は、免除制度があります。免除が認められた期間は受給資格期間に算入され、老齢基礎年金は減額されますが、障害基礎年金や遺族基礎年金は減額されません。

●届け出ると免除になる人…法定免除

対象となる人…生活保護法の生活扶助を受けている人
障害年金(1級・2級)を受けている人

※第2号・第3号被保険者、任意加入被保険者の方は対象になりません。

●申請して認められると免除になる人…申請免除(全額免除・一部免除)

■全額免除

申請し認められると保険料の全額(14,100円)が免除になります。

■一部免除

4分の3免除 → 保険料の4分の3(10,570円)が免除
残り4分の1(3,530円)を納付

半額免除 → 保険料の半額(7,050円)が免除
残り半額(7,050円)を納付

4分の1免除 → 保険料の4分の1(3,520円)が免除
残り4分の3(10,580円)を納付

※2年以内に一部納付額を納付しなければ一部免除にならず、未納となりますので、ご注意ください。

対象となる人

- 前年所得の(収入)の少ない人
- 障害者または寡婦であって、前年所得が125万円以下の人
- 失業や天災などの理由で納付が困難な人など

所得審査の対象となる人

※金額は目安であり、家族構成・扶養状況により異なります。
本人と配偶者、世帯主の3人で判定します。

将来の老齢基礎年金の計算

保険料を全納した場合に比べて下のとおりになります。

- | | |
|-------------|---------------|
| ・全額免除 → 1/3 | ・4分の3免除 → 1/2 |
| ・半額免除 → 2/3 | ・4分の1免除 → 5/6 |

所得の目安

所得ベース・概算

世帯構成	全額免除	一部免除		
		3/4免除	半額免除	1/4免除
4人世帯 (夫婦、子2人)	162万円	230万円	282万円	335万円
2人世帯 (夫婦のみ)	92万円	142万円	195万円	247万円
単身世帯	57万円	93万円	141万円	189万円

※金額は目安であり、家族構成・扶養状況により異なります。

収入の少ない若い人は → 納付猶予制度

平成17年度にスタートした納付猶予制度では、30歳未満であれば、同居している世帯主の所得にかかわらず本人と配偶者の所得で判定し、納付を10年間猶予し、その間に納付(追納)することができるようになりました。

納付猶予が認められた期間は受給資格期間に算入され、老齢基礎年金額を計算するときには加算はされませんが、障害基礎年金や遺族基礎年金は減額されることはありません。

対象となる人

前年所得の少ない30歳未満(20歳台)の人
※第2号・3号被保険者、任意加入被保険者の方は対象となりません。

所得審査の対象となる人

本人と配偶者の2人で判定します。

所得の目安

単身の場合**57万円** (収入ベースで122万円)です。



学生で収入がない人は → 学生納付特例制度

本人の所得が一定以下の学生の場合、在学期間中の保険料を猶予し、10年内に納付(追納)できる学生納付特例制度があります。

学生納付特例制度が認められた期間は、受給資格期間に算入され、老齢基礎年金額を計算するときには加算されませんが、障害基礎年金や遺族基礎年金は減額されることはありません。

対象となる人

大学・短大・高等学校・高等専門学校・専修学校及び各種学校(修業年限が1年以上の課程)に在学する学生(夜間・定時制・通信制課程を含みます)
※第2号・3号被保険者、任意加入被保険者の方は対象となりません。

所得審査の対象となる人

本人一人で判定します。

所得の目安

本人の所得が**118万円** (扶養控除なし、保険料控除なしの場合)

あなたの人生を応援する国民年金

免除などを受けた期間は、年金の給付に結びつきます

1.老後の安心……………老齢基礎年金

★老齢基礎年金は原則として65歳から受給する年金ですが、老齢基礎年金を受けるには基本的に20歳から60歳までの40年間に25年以上の受給資格期間が必要です。免除や若年者納付猶予、学生納付特例を受けた期間は、この25年の受給資格期間に加算されます。



★老齢基礎年金の額(平成19年度) 79万2,100円

・上の年金額は、20歳から60歳までの40年間すべての期間の保険料を納めた場合の年金額(満額)です。保険料免除や未納がある場合は、その期間に応じて減額されます。

年金額の計算例(60歳時点)

加入40年	
保険料納付24年	未納16年
保険料納付24年	全額免除10年 半額免除6年

→ 年金はもらえません。(25年を満たしていないため)
(但し、60歳から70歳までの間に1年間納付すれば、25年に達し、受給できることになります。)
納付期間24年、免除期間16年で、受給資格期間の25年以上。年金はもらえる。(免除期間について追納すれば、年金額は増加。)
→ $792,100\text{円} \times \frac{24\text{年} + (10\text{年} \times 1/3) + (6\text{年} \times 2/3)}{40\text{年}} = 620,500\text{円}$

※全額免除期間の年金額は、納付した期間の3分の1、4分の3免除期間は2分の1、半額免除期間は3分の2、4分の1免除期間は6分の5として計算されます。

※若年者納付猶予期間や学生納付特例期間は、受給資格期間には合算されますが、老齢基礎年金額の計算には反映されません。これらの期間については、10年以内に追納を行うことによって、年金額の計算に反映させることができます。又、免除を受けた期間についても、10年以内に追納すれば、通常の納付期間として計算されます。

2.病気やけがで障害が残ったら……………障害基礎年金

★障害基礎年金は①国民年金加入中(60歳から65歳未満の期間を含む)に初診日のある病気やけがが原因で、②国民年金で定める障害の状態(1級又は2級)になったときに、③一定の納付要件(下記(注)参照)が有る場合に支給される年金です。

※初診日とは、障害の原因となった病気やけがについて、初めて医師の診療を受けた日のことです。

※20歳前に初診日のある病気やけがが原因で1級又は2級の障害になったときも障害基礎年金の支給の対象になりますが、その場合、納付要件は不要です。



★障害基礎年金の額(平成19年度) 1級障害 99万100円 2級障害 79万2,100円

※受給者に生計を維持されている子がいれば、1人につき227,900円(但し3人目以降は1人につき75,900円)の額が加算されます。
※子とは、高校生まで(18歳になる年度の末日まで)の子か、20歳未満で1級、2級の障害のある子のことです。(以下の「子」も同じ。)

3.大事な働き手を亡くしたとき……………遺族基礎年金

★遺族基礎年金は国民年金加入中(一定の納付要件(下記(注)参照)が必要)、又は老齢基礎年金の受給資格がある人が亡くなったときに、子のいる妻、又は子に支給されます。

★遺族基礎年金の額 (平成19年度)

妻が受ける場合		子が受ける場合	
子が1人いる妻	102万円	子が1人のとき	79万2,100円
子が2人いる妻	124万7,900円	子が2人のとき	102万円

子が3人以上いる場合は、1人につき年額75,900円を加算されます。



(注)一定の納付要件とは、初診日や死亡日より前の被保険者期間のうち、保険料納付済期間と保険料免除期間、学生納付特例期間、若年者納付猶予期間等の合計が3分の2以上あるか、又は初診日や死亡日より前の直近の1年間に滞納が無いことです。

※詳しくは那覇市市民課国民年金担当にてご相談ください。(電話直通 861-6901まで)

那覇社会保険事務所からのお知らせ

この度の年金記録をめぐる問題については、大変ご心配をおかけしておりますことを、心からお詫び申し上げます。お客様からのお問い合わせには真摯に対応いたしますので、よろしくお願いいたします。

窓口でのご相談 (那覇社会保険事務所)

平日 午前8時30分～午後7時 休日相談 7月14日(土)午前9時30分～午後4時

なお、ご相談の際には年金手帳、職歴等が確認できるものなどをお持ち下さい。

電話でのご相談 855-1122 (那覇社会保険事務所)

0120-657830 (24時間、土日も対応。携帯電話・PHSから也可)

0570-05-1165 (午前8時30分～午後5時15分 土・日・祝日を除く)

・インターネットのID・パスワード方式による年金加入履歴の取得をご利用下さい。(http://sia.go.jp)

